

議案第4号

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

学校運営協議会委員の報酬及び費用弁償の額について定めたいので、この案を提出するものである。

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例  
第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1奨学生選考委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	委員	日額	2,500	
---------	----	----	-------	--

別表第3奨学生選考委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員			1,000	
-----------	--	--	-------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。